載した複数の工事に参加を希望する場合でも申請できる技術者は１名のみとし、２名以上申請した場合は、欠格とする。）共同企業体にあっては、専任で配置する全ての構成員が各々申請する主任技術者等は１名のみとする。（上記１⑵で記載した複数の工事に参加を希望する場合でも申請できる技術者は１名のみとし、構成員の何れかが２名以上申請した場合は、欠格とする。）

１）次のいずれかの者であること。

ア　１級土木施工管理技士又は１級建築施工管理技士の資格を有する者であること。ただし、平成27年度までの資格取得者にあっては、解体工事に関する実務経験が１年以上又は登録解体工事講習を修了している者であること。

イ　技術士（建設部門又は総合技術監理部門（選択科目を「建設部門関連科目」）とする者に限る。）の資格を有する者であり、解体工事に関する実務経験が１年以上又は登録解体工事講習を修了している者であること。

２）配置予定の主任技術者等が、入札参加者と直接的かつ恒常的な雇用関係（入札の締切日以前に３ヶ月以上の雇用関係があることをいう。）にあること。なお、その旨を明示することができる資料を求めることがあり、その明示がなされない場合は入札に参加できないことがある。

３）監理技術者にあっては、監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証を有する者。

⑻　除染等工事共通仕様書（第12版）（平成31年４月環境省）（以下、「除染等工事共通仕様書」という。）１－１－４に従い、放射線管理責任者を当該工事に配置できること。なお、除染等工事共通仕様書１－１－４⑵②に示す「放射線管理の実務経験」とは、除染等工事共通仕様書１－１－４⑴の①～⑩に掲げる職務に１年以上従事した経験をいう。

⑼　本工事において、建設業法第26条第３項ただし書の規定の適用を受ける監理技術者は認めない。

⑽　入札に参加しようとする者の間に以下の基準のいずれかに該当する関係がないこと。

１）資本関係　以下のいずれかに該当する二者の場合。

ア　子会社等（会社法（平成17年法律第86号）（以下、「会社法」という。）第２条第３号の２に規定する子会社等をいう。以下同じ。）と親会社等（同条第４号の２に規定する親会社等をいう。以下同じ。）の関係にある場合。

イ　親会社を同じくする子会社等同士の関係にある場合。

２）人的関係　以下のいずれかに該当する二者の場合。ただし、アについては、会社等（会社法施行規則（平成18年法務省令第12号）第２条第３項第２号に規定する会社等をいう。以下同じ。）の一方が民事再生法第２条第４号に規定する再生手続きが存続中の会社等又は更生会社（会社更生法第２条第７号に規定する更生会社をいう。以下同じ。）である場合は除く。

ア　一方の会社等の役員（会社法施行規則第２条第３項第３号に規定する役員のうち、次に掲げる者をいう。以下同じ。）が、他方の会社等の役員を現に兼ねている場合。

⑴　株式会社の取締役。ただし、次に掲げる者を除く。

㋐　会社法第２条第11号の２に規定する監査等委員会設置会社における監査等委員である取締役

㋑　会社法第２条第12号に規定する指名委員会等設置会社における取締役

㋒　会社法第２条第15号に規定する社外取締役

㋓　会社法第348条第１項に規定する定款に別段の定めがある場合により業務を執行しないこととされている取締役

⑵　会社法第402条に規定する指名委員会等設置会社の執行役

⑶　会社法第575条第１項に規定する持分会社（合名会社、合資会社又は合同会社をいう。）の社員（同法第590条第１項に規定する定款に特段の定めがある場合により業務を執行しないこととされている社員を除く。）

⑷　組合の理事

⑸　その他業務を執行する者であって、上記ア⑴から⑷までに掲げる者に準じる者

イ　一方の会社等の役員が、他方の会社等の民事再生法第64条第２項又は会社更生法第67条第１項の規定により選任された管財人（以下、「管財人」という。）を現に兼ねている場合。

ウ　一方の会社等の管財人が、他方の会社等の管財人を現に兼ねている場合。

３）その他入札の適正さが阻害されると認められる場合組合（共同企業体を含む。）とその構成員が同一の入札に参加している場合、その他上記１）又は２）と同視しうる資本関係又は人的関係があると認められる場合。

⑾　競争参加資格を有することを証明するため、２⑷に示す令和05・06年度環境省競争参加資格の資格審査結果通知書（以下「資格審査結果通知書」という。）の写し、総合評価値通知書の写し、申請書及び提案書等を３⑶の提出期限までに提出しなければならない。なお、契約担当官等から当該申請書及び提案書等に関して説明を求められた場合は、これに応じなければならない。

⑿　入札心得において示す暴力団排除に関する誓約事項に誓約できる者であること。また、警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する建設業者又はこれに準ずるものとして、環境省発注の公共事業等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。

⒀　以下に定める届出の義務を履行していない建設業者（当該届出の義務がない者を除く。）でないこと。

１）健康保険法（大正11年法律第70号）第48条の規定による届出の義務

２）厚生年金保険法（昭和29年法律第115号）第27条の規定による届出の義務

３）雇用保険法（昭和49年法律第116号）第７条の規定による届出の義務

３　入札手続等

⑴　担当部局　〒960―8031 福島県福島市栄町11―25ＡＸＣビル６階　福島地方環境事務所総務部経理課用地契約係　電話024―573―7386

⑵　入札説明書等の交付　調達ポータルサイトの「調達情報の検索　調達種別の選択」から、必要な情報を入力又は選択し本件を検索の上、本件の「調達情報」をダウンロードして入手すること。

https://www.p-portal.go.jp/pps-web-biz/UAA01/OAA0101

なお、本工事においては、入札説明会を開催しない。

⑶　申請書・提案書の提出について

期限　令和５年８月４日12時まで

場所　３⑴に示す担当部局

方法　入札説明書による。

⑷　入札及び開札について

１⑵１）に示す工事　令和５年９月８日13時30分

１⑵２）に示す工事　令和５年９月８日15時30分

４　その他

⑴　手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨に限る。

⑵　入札保証金及び契約保証金

１）入札保証金　免除。

ただし、入札保証保険証券を入札時までに、３⑴に示す担当部局まで持参又は郵送により提出することとする。この場合の保証金額は、入札金額（入札価格に消費税及び地方消費税相当額を加えたものをいう。）の100分の５以上とする。なお、保証金額がこれに満たない場合は、当該入札参加者のした入札は無効とする。保証期間は、令和５年10月10日までとすること。

２）契約保証金　工事請負契約書（案）による。この場合の保証金額は、請負代金額の10分の３以上とする。

⑶　入札の無効　入札公告に示した競争参加資格のない者が行った入札、申請書、資料に虚偽の記載をした者の行った入札、並びに別紙入札心得において示した条件等入札に関する条件に違反した入札は無効とし、無効の入札を行った者を落札者としていた場合には、落札決定を取り消す。

⑷　工事請負契約書作成の要否等　工事請負契約書（案）により、契約書を作成するものとする。